

3. 学校に備えなければならない表簿

学校教育法施行規則第28条により学校に備えなければならない表簿は、次のとおりである。

(1) 学校備付表簿

- ア 学校に関係のある法令
- イ 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医・学校歯科医・学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ウ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- エ 指導要録、その写し及び抄本並びに出勤簿及び健康診断に関する表簿
- オ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- カ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- キ 往復文書処理簿

(2) 表簿の保存期間

指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については20年間、その他の表簿にあつては5年間保存しなければならない。